

城南ビジネスサポートサービス 会員規約

第1章 総則

第1条（規約）

- 「城南ビジネスサポートサービス 会員規約」（以下「本規約」という）は、みなみ商事株式会社（以下「弊社」という）が運営する城南ビジネスサポートサービス（以下「本サービス」という）を第5条に規定する会員が登録、利用することの一切について適用する。
- 本サービスとは、以下の内容を含み、具体的なサービスの内容については弊社が定めるものとする。
 - 弊社がサービス提供者として、会員へ情報等を提供するサービス。
 - 弊社以外のサービス提供者（以下「他のサービス提供者」という）が会員へ情報等を提供するサービス。
- 他のサービス提供者の提供する情報等は、他のサービス提供者の判断および責任によって提供されるものであり、弊社が他のサービス提供者にリンク等を行ったこと、および他のサービス提供者の提供する情報等について、トラブル、損害が発生したとしても弊社は一切の責任を負わない。

第2条（本規約の変更）

- 本規約の変更は、本サービスのホームページに掲載することにより行うものとし、会員への書面による通知および会員の承諾を要しない。
- 前項の変更は、弊社が当該変更の内容を本サービスのホームページ上に表示した時点から効力を生じるものとする。
- 本条第1項の変更によって会員が何らかの不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負わない。

第3条（目的）

- 本サービスは以下の目的を持つ。
- 会員の経営力の向上等を支援する。
 - 会員の福利厚生活動等の充実、増進を図る。
 - その他、会員の事業活動の支援につながる機会、情報等を提供する。

第4条（事務局）

- 本サービスの事務局は弊社内に置く。

第2章 会員

第5条（会員）

- 本サービスの会員は、事業活動を行う法人および個人事業主であることを要し、本サービスへの入会を申込んだ時点で本規約の内容を承諾したものとみなし、本規約に定める入会手続きを経て、会員として登録される。
- 本規約に基づく会員の期間は、弊社が入会申込みを承諾した日（以下「入会日」という）から1年間とし、特段の意思表示がない場合には更に1年間継続され、以後も同様とする。但し、入会初年度の会員の期間は、3月末日までの期間とする。
- 弊社は、弊社が会員に提供するサービスについて、個別に内容を定めることができ、会員はその措置に異議を申し述べないものとする。

第6条（変更の届出）

- 会員は、商号、住所、連絡先等の変更があった場合には、速やかに弊社まで所定の方法で変更の届出をしなければならない。
- 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負わない。

第7条（自己責任の原則）

- 会員は、弊社から付与された会員番号およびパスワードを利用してなされた一切の行為とその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、責任を負う。
- 会員は、自己の設定したパスワードを失念した場合は、直ちに弊社に申し出て弊社の指示に従うものとする。
- 弊社は、会員が本サービスの利用により何らかの損害（国内外問わず）を被ったとしても如何なる責任も負わないものとし、会員は自己の責任と負担をもって問題を処理解決しなければならない。
- 会員は、他の会員に関して要望、疑問もしくはクレームがある場合には、当該会員に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果についても自己の責任と負担をもって処理解決しなければならない。
- 会員は、本サービスの利用または本規約上の義務の不履行により弊社、他の会員に対して損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。

第3章 入退会

第8条（入会）

- 本サービスに入会を希望するものは、所定の申込書に必要事項を記入し、記名押印した上で入会を申込み、弊社が入会申込みを承諾したものを会員とする。

第9条（会費等）

- 会員は、弊社の定める入会金、会費およびその他のサービス料金（以下「会費等の料金」という）を支払う。
- 弊社は、会費等の料金を本サービスのホームページ等に明示する。
- 弊社は、経済情勢の変動等により会費等の料金を変更できるものとし、その要件および方法は第2条第1項による。

第10条（会費等の料金徴収）

- 新規会員から入会金と初年度の年会費を徴収する際は、弊社からの通知に基づき、弊社が指定する日（原則として入会日の属する月の翌月20日）に、指定された預金口座から自動振替により徴収する。（初年度の年会費については、入会年度の3月までの月数分を先取りする）
- 入会2年度目以降の年会費は、毎年、4月20日に、指定された預金口座から、向う1年分を自動振替により徴収する。
- 前項の自動振替日は、金融機関が休日の場合は翌営業日とする。
- その他のサービス料金は、弊社の定める方法により支払うものとする。

第11条（会員資格）

- 弊社は、本サービスに入会を希望するもののうち、以下に該当するものについては、入会を拒否することができる。
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力の関係者。
 - 公序良俗に反する事業を営み、あるいは営もうとするもの。
 - その他、弊社が会員として不適当と認めたもの。

第12条（退会）

- 本サービスの退会を希望するものは所定の退会届を提出する。
- 退会は、前項の退会届を弊社が受付した日とする。
- 会員は、退会後であっても、会員であった時に発生した会費等の料金を支払わなければならない。

第13条（サービス停止処分）

- 会費等の料金の支払いを遅滞した時は、弊社は、催告なくして当該会員に対するサービスを停止することができる。

第14条（サービス再開）

- 会員が会費等の料金の支払いを遅滞してサービス停止処分を受けた時は、弊社は当該会員に対し、会費等の料金の支払いを請求するものとする。
- 会費等の遅滞が解消された時は、弊社は、サービス停止処分の前の入会条件と同様の条件にてサービスを再開するものとする。

第15条（自動退会）

- 会員が会費等の料金支払約定日に支払いを遅滞し、弊社からの請求にもかかわらず、1カ月以内に入金がない時は、会費支払約定日の翌月末日をもって自動退会とする。

第16条（強制退会）

- 弊社は、会員が以下の各号の一つにでも該当すると認めた時は、会員たる資格を一時停止し、または強制退会させることができる。

- 本サービスの信用を著しく傷つける行為または会員としての品位を損なうと認められる行為のあった場合。
- 解散または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他裁判上の倒産手続の申立があった場合。
- 支払の停止または手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- 差押、仮差押、租税滞納処分、営業停止処分等、公権力による処分を受けた場合。
- 公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の会員、第三者または弊社・各社に提供する行為。
- 本規約その他の細則に反した場合。
- その他、会員として弊社が不適当と認める相当の事由が発生した場合。

第17条（反社会的勢力の排除）

- 弊社は、会員が次の各号の一に該当すると認めた場合、会員に事前に通知することなく退会させることができるものとします。

- 会員が次のいずれかに該当することが判明した場合
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等、社旗運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
 - その他ア）～カ）に準ずる者

2．会員が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、もしくは弊社の業務を妨害する行為
- その他ア）～エ）に準ずる行為

第18条（会費等の料金の返還）

- 会員が途中退会、自動退会、強制退会によって退会したとしても、納入済の会費等の料金はこれを返還せず、また既に発生したものを免除しない。ただし、弊社の責に帰する事由によって会員が退会した時はこの限りではない。

第19条（会員資格の譲渡等）

- 会員は、その会員たる資格を第三者に譲渡、売買、名義変更し、あるいは質権の設定その他の担保に供する等の行為をすることはできない。

第20条（再入会）

- 過去に本サービスを退会した会員であっても、再入会を希望し、弊社が会員となることを認めた時は、再入会できるものとする。ただし、過去に会費等の料金で未納のものがあれば、入会までにその料金を支払わなければならない。
- 再入会は、入会手続きと同様の手続きによって行う。

第4章 運営

第21条（本サービスの一時的な中断）

- 弊社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、本サービスを中断することができる。

- 本サービス用設備等の保守を定期的にはまたは緊急に行う場合。
- 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合。
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合。
- 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合。
- その他、運用上または技術上の理由によって弊社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合。

第22条（免責）

- 弊社は、会員データ等の完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、一切その責任を負わない。
- 弊社は、会員データ等の消失および第三者による改ざんに関し、一切その責任を負わない。
- 弊社は、本サービスの利用により発生した会員の損害、あるいは本サービスを利用できなかったことにより発生した損害に対し、損害賠償責任を含む一切の責任を負わない。
- 弊社が本サービスの提供または保守管理上必要と判断した時は、会員に事前に通知することなく、サービスの内容、あるいはサービスの一部、あるいは全部を削除できるものとし、それによって会員が何らかの損害を被ったとしても弊社は一切の責任を負わない。

第23条（特定商取引の斡旋等）

- 弊社は、本サービスの提供が、「特定商取引に関する法律」に定める訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引等の「特定商取引」の斡旋に該当し、または該当する恐れがあると認める場合、もしくは本サービスの提供の結果、「特定商取引」の勧誘、申込み、斡旋等が行われる恐れがあると認める場合には、本サービスの提供を行わないことができる。

第24条（本サービス提供の変更または中止）

- 弊社は、ホームページ上に事前掲載した上で、（緊急を要する場合は、会員に事前に通知することなく）本サービスのすべて、あるいは一部の提供を変更または中止することができる。また、この変更または中止によって会員または第三者が損害を被ったとしても弊社は一切の責任を負わない。
- 前項の場合において、本サービスの変更または中止の通知は、ホームページ上に表示した時点で全会員に到達したものとみなす。

第25条（会員規約違反等への対処）

- 弊社は、会員が本規約に違反した場合、あるいは会員による本サービスの利用に関し、他会員または第三者から弊社にクレーム、請求等がなされ、かつ弊社が必要と認めた場合、その他本サービスの運営上不適切な会員であると弊社が認めた場合は、以下の措置を講じることができる。
 - 当該会員に対し、違反行為の中止、その他の是正措置を講じるよう要求すること。
 - 会員データ等を削除すること。
 - 事前に通知した上で、（緊急を要する場合は、会員に事前に通知することなく）会員番号およびパスワードの使用を停止すること。（ただし、緊急時、会員に事前通知をしなかった場合は、事後に書面で通知することとし、不在返戻の場合は、発送をもって通知したものとする）
 - その他法的措置を含む必要な措置を講ずること。
- 会員は、本条第1項の規定が、弊社に対し同項に定める措置を講ずるべき義務を課すものではないことを了承するものとする。また、弊社が本条第1項に定める措置を講じた場合において、当該措置に起因して生じた結果に関し弊社は一切の責任を負わない。

第26条（他ネット利用）

- 会員は、本サービスを利用して弊社以外の第三者のコンピュータやネットワーク（以下「他ネット」という）を利用する場合において、その管理者から当該他ネットの利用にかかわる利用条件や注意事項等が表示されている時は、これを遵守し、その指示に従う。
- 本サービス経由による他ネットの利用においても、第7条が適用されるものとする

第5章 会員情報

第27条（会員情報）

- 弊社は、会員情報を、会員への本サービス提供の目的のために利用することができる。以下の場合も同様とする。

- 弊社が城南信用金庫に対し、会員の情報を提供、交換する場合。
- 会員に対し、弊社または弊社の関係機関等が、その業務に活用するために電子メール等を送付する場合。
- 会員に対し、会員情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付する場合。
- ビジネスマッチング支援等において、対象となる第三者に会員情報を提供する場合。
- 本サービス業務の遂行、運営のために必要な事情があり、会員情報を利用する以外に他に適切な方法がない場合。
- 弊社が自らの権利を守るために必要な場合。
- 税務署、検察庁、警察署等から法律に基づいて開示を求められた場合。
- その他、会員の同意を得た場合。
- その他、本サービスを提供するうえで適当と認める場合。

第6章 その他

第28条（知的所有権）

- 本サービスが会員に提供する情報および各種資料の知的所有権は弊社が保持し、会員は、弊社が許諾する目的以外にこれを第三者に提供してはならない。

第29条（準拠法・管轄裁判所）

- 本規約は日本国法令に準拠し、日本国法令により解釈される。また、本規約から生じ、本規約に関連した係争については、その訴額（裁判の目的となる財産上の請求額）により東京簡易裁判所または東京地方裁判所いずれかを第一審の専属管轄裁判所とする。

第30条（その他）

- 本規約に定めのない事項は弊社が定める。